

宇治市監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年 6 月 12 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成28年度総務部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年2月6日から同年3月22日まで

第4 監査の概要

この監査は、総務部総務課、IT推進課、管財課、契約課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

庁舎使用料収入状況（管財課）

市有地貸付料収入状況（管財課）

報償費支出状況（契約課）

補助金支出状況（総務課）

委託料支出状況

賃借料支出状況（IT推進課）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 総務課

- (1) 補助金支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

2 IT推進課

- (1) 委託料支出状況について
受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前でなければならないところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 賃借料支出状況について
特になし。
- (3) 備品管理状況について
特になし。

3 管財課

- (1) 庁舎使用料収入状況について
庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられた。今後は適切な監理に努められたい。
- (2) 市有地貸付料収入状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

- (4) 備品管理状況について
特になし。

4 契約課

- (1) 報償費支出状況について
特になし。

- (2) 委託料支出状況について
特になし。

- (3) 備品管理状況について
特になし。

5 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について
特になし。

なお、平成 25 年度の前回定期監査において、委託料の支払が契約書に定めのある期日から遅延しているものが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 備品管理状況について
特になし。